

一般社団法人日本薬業支援家協会

会員・会費規程（2026 年度版）

第 1 条（目的）

この規程は、定款第 5 条及び第 7 条の規定に基づき、本会の会員制度、入会手続、入会金及び会費、会員の活動並びに事業連携に関し必要な細則を定めるものとする。

第 2 条（会員の種類）

本会の会員は、定款第 5 条に定める会員とする。

2 会費上の区分として、正会員（法人 A・幹事会社）、正会員（法人 B）、正会員（個人）、賛助会員（法人）及び賛助会員（個人）を設ける。

第 3 条（入会手続）

本会の正会員又は賛助会員に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を、定款第 6 条で定める会員代表者を通じ会長に届け出なければならない。

2 前項の入会申込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、申込者に通知する。

第 4 条（入会金及び会費）

各会員は、別表に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第 5 条（会費の納期）

会員は、毎事業年度 3 月 31 日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。期の途中で入会したときの会費は、入会した月を含む残存月数に応じた月割額とし、原則として入会と同時に納付する。

第 6 条（会員種別間の移行）

賛助会員から正会員へ移行するとき、又は正会員（法人 B）から正会員（法人 A・幹事会社）へ移行するときは、既納額を考慮し、入会金その他必要な差額を納付するものとする。

第 7 条（幹事会社）

正会員（法人 A）のうち、本会の目的に賛同し、本会の事業発展、人材育成、専門家ネットワーク形成、国内外連携その他の事業に継続的に協力する法人を「幹事会社」とする。

2 幹事会社の認定及び取消しは、理事会の決議により行う。

3 幹事会社は、本会と協議の上、次の活動に優先的に参画することができる。

- (1) 本会の事業計画及び新規事業に関する意見交換
- (2) 共同事業、セミナー、研修及び教育プログラムの企画・実施
- (3) 本会会員、薬業支援家その他の専門家との共同プロジェクトの形成
- (4) 企業、研究機関等から寄せられた相談案件への共同対応
- (5) 国内外の企業、大学、研究機関、団体等との連携
- (6) 研究会、部会、委員会その他の活動への参画
- (7) 本会が保有・形成する情報、教材、出版物等を活用した共同事業の検討
- (8) その他、理事会が本会の目的達成に必要と認める活動

4 本会は、幹事会社との共同事業について、必要に応じ個別契約、覚書その他の合意書を締結する。

5 幹事会社であることは、定款に別段の定めがある場合を除き、理事会、社員総会その他の機関における議決権、本会を代表する権限又は本会の業務執行権限を当然に付与するものではない。

第8条（事業連携及び案件形成）

本会は、会員及び提携先との間で、創薬・製薬・再生医療・医療機器その他関連分野における専門家支援、人材育成、教育、情報提供、課題解決、国内外連携及び事業化支援を行うことができる。

2 個別案件における当事者、業務範囲、報酬、紹介料、成果物、秘密保持、知的財産その他必要事項は、当該案件ごとに別途合意する。

第9条（臨時会費）

本会の運営上必要があるときは、総会の議決を得て臨時会費を徴収することができる。

第10条（退会に伴う会費の扱い）

定款第8条及び第9条の規定により退会し、又は会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、会員資格喪失後は、現会員であると誤認させる方法で会員資格又は称号を使用してはならない。

第11条（再入会）

会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、その理由を記した説明書とともに、改めて入会申込書を提出するものとする。

2 再入会の可否は理事会が決定し、申込者に通知する。

3 退会時に未納の入会金又は会費がある場合は、当該未納分を支払わない限り再入会を認めない。
除名により資格を喪失した者は、資格喪失後 1 年間は再入会を認めない。

第 12 条（登録情報・個人情報）

会員の個人情報を含む登録情報は、法令及び本会の個人情報保護方針に従い適切に取り扱い、本人の同意なく第三者に開示又は提供しない。

2 前項にかかわらず、本会は、本人の同意を得た場合、会員の専門性、経験、資格、対応可能業務その他の情報を、本会の共同事業、案件紹介、専門家紹介、人材活用その他本会の目的達成に必要な範囲で、幹事会社その他の提携先に提供することができる。

第 13 条（名称・ロゴ等の使用）

会員及び提携先が、本会の名称、商標、ロゴ、資格名称、教材その他本会が管理する表示を対外的に使用する場合は、あらかじめ本会の承認を得るものとする。共同事業における使用条件は個別に定める。

第 14 条（利益相反及び公正性）

本会及び会員は、共同事業又は案件の遂行に際し、利益相反のおそれがある場合は必要な情報を開示し、適切な管理を行う。

2 幹事会社その他特定の会員に対する事業上の優先的な連携は、本会の法人統治、専門的判断の独立性又は他の会員の正当な権利を不当に害するものであってはならない。

附則

- 1 本規程は、理事会及び定款その他本会の内部規程に従い必要な決議を経た日から施行する。
- 2 令和 7 年 5 月 1 日施行の会員・会費規程は、本規程の施行日をもって改定する。

別表 会費一覧表

会員種別	入会金	年会費
正会員（法人 A・幹事会社）	100,000 円	120,000 円
正会員（法人 B）	10,000 円	12,000 円
正会員（個人）	1,000 円	1,200 円
賛助会員（法人）	5,000 円	6,000 円
賛助会員（個人）	500 円	600 円

注 1 入会時の年会費は月割りとする。
注 2 個人正会員及び賛助会員の対象・権利は、定款、本規程及び別に定める運用基準による。

改定上の留意事項

本案は、提供された現行「会員・会費規程」を基礎に、幹事会社制度、共同事業、案件形成、個人情報、名称・ロゴ使用及び利益相反管理を追加した案である。定款第5条、第6条、第7条、第8条及び第9条の全文は本資料では確認できていないため、正式決議前に定款との整合確認が必要である。特に、会員種別、社員資格、議決権及び規程改定権限は定款の規定を優先する。